

異動の季節です。手続きをお忘れなく。

右京区役所 ☎861-1101 京北出張所 ☎852-0300

Table with 4 columns: 種類, 持ち物, 届け出先, 問合せ先. Rows include ①転居届, ②転入届, ③転出届, ④国民健康保険, ⑤国民年金(第1号被保険者), ⑥国民年金(受給者), ⑦介護保険.

\*本人確認書類：運転免許証、パスポートなど。
\*代理人申請や持ち物の詳細は、各担当にお問い合わせください。
■印鑑登録されている方は、市外転出により、登録が自動的に抹消されます。新住所地で登録してください。(市内での異動は、届け出不要)

情報掲示板

特殊詐欺にご注意ください。
区役所や金融機関などの職員が、ATMで還付金などの手続きを行ったり、電話で指示したりすることはありません。

税

原動機付自転車、軽自動車などの廃車申告などはお早めに
軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車などの所有者(所有権留保の場合は使用者)に課税されます。

Table with 2 columns: 内容, 問い合わせ. Rows include 原動機付自転車(125cc以下のバイクおよびミニカー), 3輪・4輪の軽自動車, 125cc超250cc以下のバイクの廃車, 125cc超250cc以下のバイクの廃車以外の変更, 250cc超のバイク.

福祉

京都市重度障害者タクシー利用券の継続交付について
現在お持ちの重度障害者タクシー利用券の有効期限は3月31日です。4月以降も引き続き使用される方は、3月23日(木)以降に、平成29年度分の交付申請をしてください。

ひとり親家庭の自立を支援する給付金事業について
【所得制限あり】
◆自立支援教育訓練給付金事業
厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講した場合、受講費用の60%(上限20万円、下限1万2千円)を支給します。

Table with 3 columns: 給付金(月額), 修了支援給付金. Rows include 市民税非課税世帯, 市民税課税世帯.

市内在住の母子家庭の母および平成25年度以降入学者である父子家庭の父
◆高等職業訓練促進給付金等事業
看護師(准看護師を含む)、介護福祉士、保育士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、歯科技工士、視能訓練士、言語聴覚士、製菓衛生師、調理師の資格取得のため、法令の定めにより養成機関で1年以上修業する場合、修業期間中(上限3年。ただし、平成23年度以前の入学者は上限なし)に支給します。

日曜日にも区役所(出張所除く)で転入・転出等の手続きができます
3月26日、4月2日、9日 いずれも9時~正午

Table with 4 columns: 取扱業務, 住所異動, 戸籍届出, 印鑑登録. Rows include 転入・転出・転居届など, 出生・死亡・婚姻届など, 印鑑登録・抹消など, 証明書発行.

\*税関係証明書の発行など取り扱わない業務があります。
\*3月26日のみマイナンバーカードの交付業務を実施します。
事前に電話申込み(☎マイナンバー担当 ☎748-0285)が必要です。
\*上記取扱業務でも、他機関が閉庁しているなどの理由で、その場で対応できないことがありますのでご了承ください。
☎市民窓口課 ☎861-1372
◆同日、エコまちステーション(転入者へのごみの分別、有料指定袋に関する説明)、上局営業所の臨時相談窓口(上下水道に関する受け付け)も臨時開所します。

証明書の発行には証明書発行コーナーもご利用ください

本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)、印鑑登録証明書の場合は印鑑登録(カード)をお持ちください。
所証明書発行コーナー(西院・嵯峨・市役所・向島・岩倉)、ターミナル証明書発行コーナー(下鉄四条・竹田・山科・北大路・阪急桂駅)
取扱時間 平日8時30分~17時(市役所証明書発行コーナーは平日8時45分~17時。ターミナル証明書発行コーナーは平日8時30分~19時、土・日曜日8時30分~17時)
\*祝休日および年末年始除く
取扱証明書 ①住民票の写し、②住民票記載事項証明書、③印鑑登録証明書、④税関係証明書、⑤(除籍)全部(個人)事項証明書および除籍謄抄本、⑥戸籍の附票の写し、⑦独身証明書、⑧身分証明書
\*④は、平日17時以降および土日は即日発行ができません。受け付けのみを行い、発行は翌開所日以降になります。
\*⑤は、上京、中京、東山、下京区を本籍とする古い戸籍(除籍・改製原戸籍)は平成29年12日までは本籍地の区役所でしか発行できません。
☎地域自治推進室市民窓口企画担当 ☎222-3085

\*申請を受けた日の属する月以降の分から支給。定期的に在籍証明書等の提出が必要。
◆ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
高等職業訓練促進資金として、入学時に入学準備金(限度額50万円以内)、就職時に就職準備金(限度額20万円以内)を貸し付けます。返還金利子は、連帯保証人がいる場合は、無利子、いない場合は年1%です。次の①と②をすべて満たすと、返還金が免除されます。
①養成機関を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に就職
②京都府内などにおいて、取得した資格が必要な業務に5年間従事

対高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格取得を目指す母子家庭の母または父子家庭の父
申支援課へ受講開始前に事前相談のうえ、申請。
\*5年間従事ができなかった場合、資格取得できなかった場合、養成機関を修了できなかった場合などは、事由が発生した月の翌月から返還が必要。
☎支援課 ☎861-1437

国民年金の受給資格期間が短縮されます

平成29年8月(9月分の年金)から老齢基礎年金などを受け取るのに必要な受給資格期間(保険料納付済期間と免除期間などの合計)が、25年から10年に短縮されます。制度改正により新たに年金を受給できる方で、日本年金機構で加入期間を把握できている方に対しては、順次、日本年金機構から請求書が送付されますので、お手続きください。過去に厚生年金保険の配偶者や学生、海外在住の期間がある方などについては、受給資格期間を満たす可能性がありますので、年金事務所などにご相談ください。
☎日本年金機構 ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165 050で始まる電話からは03-6700-1165

高額医療・高額介護合算療養費制度の受付をしています

7月31日現在で加入している医療保険を基準として、医療と介護の両方の制度を利用している場合に、それぞれの負担額を合算して、1年間(8月から翌年7月まで)にかかった負担額のうち、限度額を超えた額を返還します。
手続きは、平成28年7月31日時点で加入されていた医療保険・介護保険それぞれに行う必要があります。後期高齢者医療加入者は保険年金課のみで手続きができます。
☎国保・後期高齢者医療：保険年金課 保険給付・年金担当 ☎861-2064
介護保険：福祉介護課 介護保険担当 ☎861-1430
\*社会保険などに加入の方は、加入先の医療保険へ。

国民健康保険、後期高齢者医療制度からのお知らせ

保険料を特別徴収(年金からの引き落とし)により納めていただいている方は、仮徴収が4月から始まりです。
☎保険年金課 資格担当 ☎861-2032
3月は平成28年度分保険料の最後の納付月です。必ず納期限内に納付しましょう。
☎保険年金課 徴収推進担当 ☎861-2041

保健

Table with 2 columns: 日時, 場所. Rows include 3月28日(火)10:30~12:00 京北出張所, 3月28日(火)13:30~15:00 京北病院, 3月30日(木)10:00~12:00 13:00~15:30 サンサ右京

☎健康づくり推進課 管理担当 ☎861-2176

